

過去10年以内の国民年金保険料を納付することができます

納付可能期間 平成24年 平成27年
10月1日～9月30日

将来の年金額を増やしたり、年金の受給権を得るために、納めていなかった国民年金保険料を期間限定で納めることができる「後納制度」です。

※後納制度のご利用には事前申し込みが必要です。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

【問い合わせ先】
国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
米子年金事務所 ☎34-6111

新しい被保険者証を 一斉に郵送しました

7月31日で、現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者証の有効期限が切れます。
新しい被保険者証をご確認いただき、古い被保険者証は、8月1日以降に破棄してください。

【国民健康保険】
74歳以下の方で、国民健康保険加入者
※今回から被保険者証の材質を変更させていただきました。台紙からはがしてご利用ください。

【後期高齢者医療】
75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいをお持ちの方で、後期高齢者医療制度加入者

【問い合わせ先】
健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

くらしの消費生活講座

高齢者を狙った投資詐欺が増えています。寸劇を見て、悪質業者への対応方法などを学びます。お気軽にご参加ください。

とき 8月22日(水)13:30～15:00 ところ 岸本公民館
内容 講演「儲け話にご用心?!」
講師 NPO法人コンシューマーズサポート鳥取 消費生活相談員 福田 登代子 さん
参加費 無料 申込期限 8月21日(火)

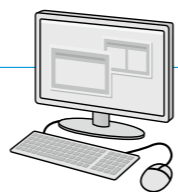
【問い合わせ・申込み先】住民課 ☎68-3115

住民基本台帳カードの 継続利用ができます

住民基本台帳法の改正により、7月9日から、町外(国外を除く)へ転出される方についても、伯耆町で発行した住民基本台帳カードを継続して使用することができますようになりました。

※継続利用をするには、転入先の市町村役場で、期限内に別途手続きが必要です。
※電子証明書は対象になりません。

住基カード総合情報サイト
<http://juki-card.com/>



【問い合わせ先】住民課 ☎68-3115

鳥取県高齢者 健康づくり推進大会

高齢者の生活や健康に役立つ催しを開催します。入場無料・申込み不要です。お気軽にご参加ください。

日時 9月4日(火) 13:30～15:30
会場 倉吉未来中心 小ホール
内容
①ビデオ上映「振り込め詐欺防止について」
13:35～14:00
倉吉警察署 生活安全課
②講演「いつまでも若々しく生きるために」
14:00～15:30
講師 順天堂大学大学院医学研究科
加齢制御医学講座 教授 白澤卓二 氏

【問い合わせ先】
鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎0858-32-1097



これまでにお寄せいただいたふるさと納税

平成20年度	1,053,000円	30名様
平成21年度	985,000円	25名様
平成22年度	2,530,000円	36名様
平成23年度	2,550,000円	34名様

5,000円以上の寄附をいただいた方には、
伯耆町の特産品をお送りしています。

【問い合わせ・申込み先】総務課 ☎68-3111

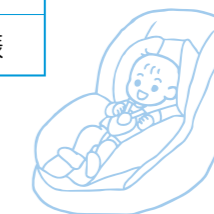
ふるさと納税をどこで存知ですか？

「ふるさと納税」とは、ふるさとへの寄附金のうち、個人が2,000円を超える寄附を行ったとき、確定申告により住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

自分が応援・貢献したいと思う都道府県や市町村を自由に選ぶことができます。

伯耆町を応援してください！

伯耆町では、「ふるさと納税」を活用して、大山(別名伯耆富士)の環境保全と活性化やチャイルドシート貸出事業の拡充による子育て環境の充実などの取り組みを行います。



国民年金保険料の免除制度

平成24年度国民年金保険料の1ヶ月分の金額は、14,980円ですが、納付が困難な場合は、免除制度を利用できます。

免除の種類	保険料(月額)
全額免除	納付なし
4分の3免除(4分の1納付)	3,750円
半額免除(半額納付)	7,490円
4分の1免除(4分の3納付)	11,240円

※20歳代の方のみ納付猶予制度があります。

手続き方法
年金手帳と印鑑を持参のうえ、住民課、または分庁総合窓口課までお越しください。
ただし、退職された方は特例がありますので、退職票または、雇用保険受給資格者証を持参ください。

免除期間 7月から翌年の6月までの1年間

その他 免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の昨年中の所得などに応じて審査し決定されます。

【問い合わせ先】
住民課 ☎68-3115 米子年金事務所 ☎34-6111

児童扶養手当の現況届は8月末日までに

児童扶養手当の受給者は、現況届の提出が必要です。対象者に通知いたしますので、期間内に手続きをしてください。
この届出が提出されない場合、引き続き手当を受けられなくなりますが、ご注意ください。

提出期間 8月1日(水)から8月31日(金)まで

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭(ひとり親家庭)などの生活の安定と自立支援を目的として支給される手当です。

児童扶養手当の月額

支給対象	支給額	
	全額支給	一部支給
児童1人のとき	41,430円/月	41,420円～ 9,780円/月
児童2人目	5,000円/月加算	
児童3人目以降	1人につき 3,000円/月加算	

※所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534